

環境政策課

☎ 環境衛生係 (161・162)

野焼きは法律で禁止されています

野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染、火災の原因となるため、周辺住民に迷惑となります。

また燃やすものによっては有害物質を発生させる恐れもあり、人の健康や環境に悪影響を及ぼしかねません。

野焼きをおこない火災が発生すると、**重大過失**になる場合もあります。

「煙」は人によって感じ方が違います。火災予防や周辺住民への配慮として最低限のマナーを守りましょう。



※イメージ

野焼きとは？	家庭や事業所などから出たごみを法で定められた基準を満たしていない焼却炉(地面、ドラム缶、ブロック囲い、素掘り穴など)で燃やすことを「野焼き」と言います。
ごみは燃やさずに適正に処分しましょう	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、野焼き(焼却処分)は一部の例外を除き、禁止されています。家庭ごみは、野焼きをせずに廃棄物の種類に応じて、「資源ごみ」「一般ごみ」「粗大ごみ」などに分別して適正に町のごみ収集所に出してください。
野焼きの罰則	野焼きをした人には5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)、または両方が科せられます。(廃掃法第25条)

町民課

☎ 戸籍年金係 (125 ~ 128)

パスポートの申請がオンラインでできます

令和6年11月1日から有効期限内のパスポートの更新について、オンライン申請が始まりましたが、令和7年3月24日からパスポートの新規申請や有効期限が到達したパスポートの更新等についても、マイナンバーカードを使って、マイナポータルサイトからオンラインでできるようになりました。

オンライン申請をおこなうと、これまで申請時と、受け取り時の2回窓口に来ていただく必要がありましたが、申請時はオンラインでできるので、受け取り時の1回で済むようになります。なお、これまで通り紙での申請も引き続きできますので安心ください。詳しくは、下記サイトや町のホームページをご覧ください。



パスポートのオンライン申請について(鹿児島県HP)



マイナポータルサイトはこちらから



町ホームページはこちらから